⑵　業務形態
①　構成員の分担業務が、業務内容により、当該業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。
②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、当該業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、当該業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。
⑷　共同企業体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて」（平成11年１月25日付け運輸省官会第93号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。
5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
4⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む共同企業体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格がＡ等級に認定されるためには、4⑴②の認定を受けていない構成員が4⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、設計共同体が当該業務に係る技術提案書の提出の時までに4⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
6　資格審査結果の通知
「競争参加資格決定通知書」により通知する。
7　資格の有効期間
６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務の契約が締結される日までとする。
8　その他
⑴　設計共同体の名称は、「中部国際空港飛行検査官庁舎・格納庫○○・△△設計共同体」とする。
⑵　当該業務に係る発注手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く。））」（平成23年７月21日付け支出負担行為担当官　大阪航空局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

新木場地区山側上部その２工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 23 年７月 21 日

関東地方整備局長　下保　　修

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

1　工事名　新木場地区山側上部その２工事（電子入札対象案件）
2　工事場所　東京都江東区新木場１丁目地先
3　工事内容
BrY－２：鋼５径間連続少数鈑桁橋
橋長　L＝201.147m
支間長　L＝36.447m＋３@41m＋40.3m
幅員　9.75m
BrY－３：鋼７径間連続少数鈑桁橋
橋長　L＝313m
支間長　L＝44.2m＋55m＋45m＋３@42m＋41.2m
幅員　9.75m
BrY－４：鋼６径間連続少数鈑桁橋
橋長　L＝295m
支間長　L＝44.2m＋55m＋３@49m＋47.2m
幅員　9.75m
BrY－５：鋼７径間連続少数鈑桁橋
橋長　L＝339m
支間長　L＝44.2m＋55m＋４@48m＋46.2m
幅員　9.75m
工場製作工　約2,200ｔ
工場塗装工　約25,000㎡
工場製品輸送工　１式、架設工　１式
支承工　１式、合成床版工　約11,000㎡
橋梁付属物工　１式
工期　契約締結の翌日から平成25年３月25日まで
4　申請の時期
平成23年７月21日から平成23年８月29日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。
なお、平成23年８月30日以降当該工事に係る開札の時まで（日曜日、土曜日、及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
5　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成23年７月21日から　〒330－9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話048―601―3151㈹　内線2525において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して電子入札システムにより提出すること。また、入札説明書に示すところによる一定の理由がある場合は郵送又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）により提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は⑴に示す申請書の交付場所に持参すること。
①　特定建設工事共同企業体協定書㈱（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
②　６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成23年７月21日付け支出負担行為担当官関東地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式－２を使用すること。）。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
6　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査
「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成22年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成22年10月１日付け公示６の（建設工事）⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２社の組合せとする。
①　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
②　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
④　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成23年８月29日において次の要件を満たすものとする。